○奈良県警察職員の定数配置に関する規則の全部改正について（例規）
（平成３年10月９日例規第37号）

この度、別記のとおり奈良県警察職員の定数配置に関する規則（昭和29年７月奈良県公安委員会規則第５号）の全部が改正され、公布の日（10月９日）から施行されることとなったので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、全部改正の趣旨及び要点は、次のとおりである。

（１） 今回、地方警察職員たる警察官の階級構成を警察の職務実態に即したものに改め、警部補以上の階級比率を拡大することにより警察力の一層の高度化、専門化を図るとともに活力に満ちあふれた警察組織の確立に資することを目的（基本理念）に、警察法施行令（昭和29年政令第151号）別表第二「地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準」が改められた（警察法施行令の一部を改正する政令（平成３年政令第264号）、平成３年８月14日施行）。

（２） これに伴い、奈良県警察官の定数及び階級別定数を定める奈良県警察職員定数条例（昭和29年６月奈良県条例第24号）の一部を改正する条例が制定（平成３年10月奈良県条例第８号。10月９日公布、施行）されたところであるが、前記階級構成是正に係る当該条例の改正方法として、条例中の階級別定数に係る規定が削除され、警察官の階級別定数は、警察法施行令で定める基準に従い公安委員会規則で定めるよう委任規定が置かれたため、奈良県警察職員の定数配置に関する規則の全部が改正され、階級別定数が加えられたものである。